

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院 5 S 研修受入要項

平成 27 年 7 月 22 日
制 定

(目的)

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の歯学部附属病院（以下「附属病院」という。）において、5 S 研修を受け入れる場合の手続等は、この要項の定めるところによる。

(申請)

第 2 条 研修を受けようとする者は、表に定める別紙様式 1 による申請書に研修内容等を記載し、歯学部附属病院の長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

(受入許可)

第 3 条 病院長は、前条の規定による申請があったときは、附属病院の業務に支障のない場合に限り、受入れを許可し、別紙様式 2 による許可書を交付する。

(研修料)

第 4 条 研修を受けようとする者は、別表に定める研修料を納入しなければならない。

- 2 研修料は、研修の期間に応じ、その全額を原則として研修を開始する日までに納付しなければならない。
- 3 病院長は、研修料を納付しない者に対しては、前条の許可を取り消すことができる。
- 4 既納の研修料は、還付しない。

(研修課程)

第 5 条 研修課程は、病院長が別に定める。

(研修)

第 6 条 研修は、病院長の指示に基づき行うものとする。

(諸規則の遵守)

第 7 条 研修を受ける者は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

- 2 研修を受けようとする者は、別紙様式 3 による国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院 5 S 研修に関する誓約書を研修前に提出しなければならない。

(研修許可の取消等)

第8条 病院長は、研修を受ける者が前2条の規定に違反し、又は研修を受ける者としてふさわしくない行為があったときは、当該研修を停止させ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

(その他)

第9条 5S研修に関し、別途相互で協定書を取り交わした場合は、この要項の規定にかかわらず協定で定めるところによる。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、5S研修に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月22日から施行する。

この要項は、平成30年6月1日から施行する。

別紙様式1（第2条関係）

5 S 研修申請書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学
歯学部附属病院長 殿

（氏名または法人代表者名）

印

年 月 日から 年 月 日まで、貴院において研修
いたしたいので申請します。

記

研修目的	
備 考	

※法人からの研修申請については、参加者全員の氏名・所属を明記した内訳書を添付すること

年 月 日

殿

国立大学法人東京医科歯科大学
歯学部附属病院長

5 S 研 修 許 可 書

年 月 日付けで申請のありました本院での研修について、下記
のとおり許可します。

記

研修期間 年 月 日～ 年 月 日
研修場所
研修者名
研修料 研修料として金 円也を指定された期日
までに納付してください。

《注意》 研修者が病院長の指示若しくは諸規則に違反したとき又は研修者としてふさわしくない行為があったときは、研修を停止させ、又は許可を取り消すことがあります。

別紙様式3（第7条関係）

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院 5 S 研修
に関する誓約書

国立大学法人東京医科歯科大学
歯学部附属病院長 殿

- 1 私は、国立大学法人東京医科歯科大学の定める諸規則・心得等を遵守し、研修指導者の指示に従って、研修を誠実に履行いたします。
- 2 私は、研修の期間中はもちろん、その後においても、研修において知り得た個人情報等および法人機密情報を第三者に漏えいいたしません。
- 3 私は、私の故意または過失により、国立大学法人東京医科歯科大学、その関係者、あるいは第三者に事故、器物破損、個人情報等および法人機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。なお、国立大学法人東京医科歯科大学が賠償を負担した場合は、大学の求償に応じます。
- 4 私は、貴学教職員から、撮影を許可された場所以外について、写真・動画撮影（カメラ、携帯電話、スマートフォン等による撮影を含む）を行いません。

以上、誓約いたします。

年 月 日

住所

氏名

(別表) 5S 研修料金表

時間	金額
3 時間まで	6,000 円 (税抜)
3 時間を超えて 4 時間まで	8,000 円 (税抜)

※4 時間を超えて研修時間が設定される場合は、1 時間につき 2,000 円を加算するものとし、その端数は 1 時間に切り上げるものとする。

※見学科には、消費税及び地方消費税額は含まない。

※特段の場合は別に研修料を定めることが出来る。